

都市計画法と宅地造成等規制法による

開発行為と宅地造成に関する 工事申請の手引き

第 3 編

IV ー 参 考 資 料

V ー 申 請 書 等 の 様 式

令和4年4月1日 改訂版

— 和 歌 山 市 —

平成12年4月1日	制定
平成13年8月1日	改訂
平成15年4月1日	改訂
平成16年8月17日	改訂
平成17年4月1日	改訂
平成18年12月22日	改訂
平成19年4月1日	改訂
平成19年11月30日	改訂
平成20年4月1日	改訂
平成24年4月1日	改訂
平成25年1月1日	改訂
平成26年1月1日	改訂
平成27年4月1日	改訂
平成28年7月1日	改訂
平成29年4月1日	改訂
平成30年4月1日	改訂
平成30年10月1日	改訂
平成31年4月1日	改訂
令和3年4月1日	改訂
令和4年4月1日	改訂

目 次

〔第3編〕

IV 参考資料

- (1) 公共施設等の管理者を定める協議に関する基準 …………… IV- 1
- (2) 公共施設等の引継ぎに関する基準 …………… IV- 4
- (3) 開発行為に伴う消防水利施設に関する同意・協議等指導要綱 …… IV- 12
- (4) 開発行為に伴うごみ集積場の設置等に関する同意・協議 …………… IV- 21
- (5) 申請手数料一覧表 …………… IV- 22

V 申請書等の様式

- (1) 都市計画法（開発許可制度）関係
- (2) 宅地造成等規制法関係
- (3) 参考様式

IV 一 参 考 资 料

(1) 公共施設等の管理者を定める協議に関する基準

(目 的)

この基準は、都市計画法（以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づき、和歌山市において行われる開発行為に関する工事により設置される公共施設等を管理することとなる者（和歌山市）と協議することにより、公共施設等が適正に整備されることを確認し、それらの管理及び権利を市が引き継ぐ時期等を明確にすることによって、良好な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開 発 行 為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開 発 区 域 開発行為をする土地の区域をいう。
- (3) 公 共 施 設 等 道路、公園、緑地、下水道、消防水利施設その他公共の用に供する施設及び水道施設をいう。
- (4) 市 長 等 市長、公営企業管理者、消防局長をいう。
- (5) 開 発 者 開発行為を行おうとする者をいう。

(協 議)

開発者が、開発許可を申請しようとするときは、あらかじめ市長等に対して協議申請書を提出し、公共施設等の整備並びに公共施設等を市が引継ぐことについて協議しなければならない。

協議申請書には、必要に応じ次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の位置図（縮尺 1/2,500）
- (2) 開発区域及び周辺区域との排水・道路関連図（縮尺 1/2,500）
- (3) 設計説明書
- (4) 開発区域及び隣接地の公図の写し、権利者一覧表、開発区域の登記事項証明書
- (5) 一次放流先の同意書
- (6) 土地利用計画平面図（縮尺 1/500以上）
- (7) 造成計画平面図、造成計画断面図（縮尺 1/500以上）
- (8) 各公共施設計画平面図（縮尺 1/500以上）、断面図（縮尺 1/50以上）、縦断図（縮尺 縦 1/500 横 1/1,000以上）
- (9) 各公共施設詳細図、構造図（1/50以上）
- (10) 各公共施設用地求積図
- (11) 各公共施設計画設計計算書
- (12) 各公共施設構造計算書
- (13) その他各公共施設関係図書

(提出先及び協議の主管課)

次に掲げる区分に定める課に協議申請書を提出し、協議を行うものとする。

- | | | | | |
|------------|---|-----------------|-----------------|--------|
| (1) 道 | 路 | 都市建設局建設総務部用地課 | | |
| (2) 下 | 水 | 道 | 都市建設局道路河川部河川港湾課 | |
| (3) 公園及び緑地 | | 都市建設局都市計画部公園緑地課 | | |
| (4) 水 | | 道 | 企業局経営管理部営業課 | |
| (5) 消 | 防 | 水 | 利 | 消防局警防課 |

(事前協議)

開発者は条例第13条の規定により、法第32条第2項協議申請の前に、市長に当該開発行為が法第33条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかの事前協議申請を行うことができる。

事前協議書は、次に掲げる図書を添付し、都市建設局都市計画部都市計画課長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図、1/2500都市計画図の写し）
- (2) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (3) 開発区域及びその周辺の土地の公図の写し
- (4) 開発区域の求積図及び求積表
- (5) 開発区域外既存道路調書及び開発区域に至る進入経路図
- (6) 開発区域内及び開発区域外の排水経路図
- (7) 開発区域及び排水先の現況写真
- (8) 排水流域図及び流量計算書
- (9) 排水施設の計画及び構造を示す図面
- (10) 開発区域内に都市計画施設が定められている場合、又は公共事業の施行の予定がある場合は、当該施行者等との協議の経過を示す書類
- (11) 省令第16条第3項に規定する設計説明書
- (12) 省令第16条第4項に規定する土地利用計画図
- (13) 省令第16条第4項に規定する造成計画平面図
- (14) 省令第16条第4項に規定する造成計画断面図
- (15) 省令第16条第4項に規定する排水施設計画平面図
- (16) 各公共施設の計画縦断面図
- (17) 各公共施設の構造図及び設計説明書
- (18) 各公共施設の求積図及び求積表
- (19) 開発区域内の権利者一覧表
- (20) 法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面のうち、公共施設の設置に伴い必要となる同意を得たことを証する書面
- (21) 開発区域と公共施設との境界を明示した書類
- (22) 消防水利に関する協議の経過を証する書類
- (23) 他法令等の手続状況調書（参考様式第1号）

(審査及び指導等)

市長等が、協議申請書を受理したときは、当該協議に係る公共施設等の計画が本市の公共施設等に関する技術基準に適合するかどうか審査を行い、適合しないときは、計画の変更等を指導するものとし、適合したとき公共施設等を市が引継ぐ時期等について協議するものとする。

(経過書の作成と協定の締結)

市長と開発者が、公共施設を市が引継ぐ時期等について協議を行い、協議経過書を作成し、開発行為に関する工事により設置される公共施設等の所有権及び管理を市が引継ぐ時期、方法等を決定し、協定を締結するものとする。この協議経過書と管理協定書をもって、都市計画法第30条第2項の規定による市長との協議の経過を示す書面とする。

(2) 公共施設等の引継ぎに関する基準

【公共施設等の用に供する土地の帰属に関する基準】

市に帰属させようとする、公共施設等の用に供する土地（以下「公共施設用地」という。）は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 都市計画法第32条第2項の規定による協議において、市に帰属させる旨の確認がなされているものであること。
- (2) 公共施設用地の分筆又は合筆のための測量が終了し、所有権移転登記に必要な所定の手続きがなされているものであること。
- (3) 抵当権、賃借権、その他第三者のための権利が設定されていないものであること。
- (4) 隣接地との境界が境界標で明示されていること。
- (5) その他市長との協議により交わした協定書等の条件を満たしているものであること。

【公共施設用地の帰属に関する添付図書】

- (1) 公共施設用地の帰属について（様式1）
- (2) 公共施設用地登記承諾書〔実印押印〕（様式2）
- (3) 公共施設用地登記原因証明情報〔実印押印〕（様式3）
- (4) 公共施設用地の所有者の印鑑証明書
- (5) 位置図及び付近見取図 縮尺1/2,500及び1/25,000の各1部
- (6) 公図
- (7) 公共施設用地の丈量図 縮尺1/500～1/1,000
- (8) 土地利用計画図 縮尺1/500～1/1,000
- (9) 地下埋設物等の平面図 縮尺1/500～1/1,000
- (10) 分筆後の土地の登記事項証明書、地積測量図
- (11) 隣接する公共用地との境界確認書

【公共施設の管理引継ぎに関する基準】

市が管理する公共施設は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 都市計画法第32条第2項の規定による協議において、当該公共施設の管理を市が行う旨の確認がなされているものであること。
- (2) 市長の行う工事完了検査に合格したものであること。
- (3) 管理の引継ぎに関する内容が明確なものであること。
- (4) その他市長との協議により交わした協定書等の条件を満たしているものであること。

【道路の管理の引継ぎに関する基準等】

- (1) 市に帰属する道路及び道路施設は、引継ぎ後、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項に規定する供用開始の時点から市が管理する。ただし、引継ぎの日から2年間は、瑕疵担保期間として別に管理協定を締結するものとする。
- (2) 道路占用許可の対象となる工作物、物件又は施設については、道路法第32条及び第33条の規定によるものとする。
- (3) 道路敷地内にある占用物件については、当該道路が市道として認定された後速やかに和歌山市道路占用規則（平成8年和歌山市規則第24号）第2条に規定する手続を行うものとする。
- (4) 道路敷地内に不法占用物件がないこと。
- (5) 管理の引継ぎに必要な添付図書は、次のとおりとする。
 - ア 公共施設の管理引継ぎ申請書（様式4）
 - イ 管理引継ぎ施設の一覧表
 - ウ 位置図（都市計画図1/2, 500の写し及び住宅地図の写し）
 - エ 全体平面図（原図を含む。）（道路構造物、付属物、橋梁名及び地盤高を記入すること。）縮尺1/500～1/1,000
 - オ 道路敷確定平面図（原図を含む。）（路線番号を付し、道路敷と民有地の区域界及び境界を示す境界標等の位置を朱線で明示すること。）縮尺1/500～1/1,000
 - カ 丈量図（原図を含む。）（境界杭及び区域境界を示す境界標等の位置を朱線で明示すること。）縮尺1/500～1/1,000
 - キ 道路標準断面（原図を含む。）（道路番号を付して舗装厚及び舗装構造を詳細に記入してあるもの。）縮尺1/50～1/100
 - ク 道路施設の構造図（原図を含む。）（土留、側溝、排水溝、雨水桝、暗渠、管、街路灯、ガードレール、歩道橋、区画線等の交通安全施設等を明示すること。）縮尺1/10～1/50
 - ケ 街路樹調書及び平面図（路線別に植種、樹高、幹周、枝張、本数、植栽延長、植樹面積、植栽面積、緑道面積等を記入すること。）縮尺1/100～1/1,000
 - コ 橋梁台帳、橋梁一般図（原図を含む。）（平面図、側面図、横断図、構造図その他詳細図及び構造計算書）縮尺1/30～1/100
 - サ 河川橋及び水路橋の占用に対する許可書又は同意書等権利の継承に必要な図書
 - シ 雨水排水施設関係図書（原図を含む。）
平面図、縦横断図 縮尺1/100～1/1,000
構造図 縮尺1/10～1/50
放流先の同意書等関係図書
 - ス 占用関係平面図及び調書（電気、電話、ガス、水道、下水道、工業用水、灌漑用水等に関するもの）

(6) 電柱には番号を付し、突出し巻付けの広告物の有無を記入すること。なお、地下埋設物の表示の着色は、次のとおりとする。

関電ケーブル（茶色） 下水道（緑色） 電話ケーブル（黄色）
水道（青色） CATV（橙色） ガス（赤色）

(7) (5) に記載した図面の電子データ（C a d データ等）

【下水道の管理引継ぎに関する基準等】

下水道の管理引継ぎに関する基準は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道に接続された開発区域内の下水道施設及び公共下水道に接続できない開発区域内の下水道施設（集中浄化槽を設け、排除方式が分流式の場合の汚水施設を除く。）については、当該開発区域内の道路が市に帰属され、公共施設（排水施設）の管理引継ぎ申請書を提出された時点から市が管理するものとする。ただし、引継ぎ後1年以内に開発者の責めに帰する事由により破損した場合は、開発者の負担において復旧するものとする。

(2) 公共下水道に接続できない開発区域内の下水道施設（集中浄化槽を設け、排除方式が分流式の場合の汚水施設をいう。）は、その区域が公共下水道に接続できるまでの間は、開発者が関係法令の基準に基づき維持管理を行うものとする。

(3) 管理引継ぎに必要な添付図書は、次のものとする。

ア 公共施設の管理引継ぎ申請書（様式4）

イ 管理引継ぎ施設の一覧表

ウ 位置図（都市計画図1/2, 500の写し及び住宅地図の写し）

エ 全体施設平面図（原図を含む。）（道路及び管路用地内に埋設されているすべての施設を記入する）縮尺1/500～1/1,000

オ 施設平面図（原図を含む。）及び関係図書 縮尺1/500

カ 各施設の縦横断面図及び詳細図（人孔、公共汚水樹、雨水排水施設等）縮尺1/30～1/300及び1/10～1/100

キ 流量計算書及び算出基礎資料

ク 放流先の関係図書

ケ 公共下水道以外の水路等に放流する団地の場合は、開発行為により同意を得た水利権者等の放流に関する承諾書及び図書

コ 前アからカまでに定めるもののほかについては、別途協議するものとする。

【公園の管理の引継ぎに関する基準等】

公園の管理の引継ぎに関する基準は、次のとおりとする。

(1) 公園は、除草及び清掃を行い、損傷箇所の補修及び遊具のペンキ塗り替え等を行った後、引継ぐものとする。

(2) 管理引継ぎ後2年以内に開発者の責めに帰する事由により公園が破損（土砂崩壊等も含む。）した場合は、開発者の負担において復旧するものとする。

(3) 樹木の枯木補償期間は、管理引継ぎ後1年間とする。

(4) 管理の引継ぎに必要な添付図書は、次のとおりとする。

- ア 公共施設の管理引継ぎ申請書(様式4)
- イ 管理引継ぎ施設の一覧表
- ウ 位置図(都市計画図及び住宅地図)
- エ 土地利用計画図 縮尺1/500~1/1,000
- オ 公園竣工平面図(施設、植栽番号を記入し詳細図と対照できるようにすること。) 縮尺1/100~1/1,000
- カ 公園面積丈量図 縮尺1/100~1/1,000
- キ 植栽面積丈量図 縮尺1/100~1/1,000
- ク 地下埋設物平面図 縮尺1/100~1/1,000
- ケ 断面位置図 縮尺1/100~1/1,000
- コ 断面図 縮尺1/100~1/1,000
- サ 施設、植栽等の詳細図 1/10~1/50
- シ 公園に関する図面の電子データ(CADデータ及びPDFデータ)

注 なお、当基準に定める公共施設用地の帰属及び管理の引継ぎに必要な添付図書を関係各課との打合せにより別段定めたときは、それに従うこと。

公共施設用地の帰属について

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次の物件について都市計画法第40条第2項の規定による帰属のための必要書類を提出いたします。

帰 属 土 地 の 表 示					
所 在	地 番	地 目	登記面積	帰属面積	所有者
			m ²	m ²	

登 記 承 諾 書

下記表示の土地を 敷として 年 月 日 都市計画法第四十条第二項の規定による帰属により所有権移転登記の嘱託について承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

(実印)

和歌山市長

様

不 動 産 の 表 示

所在	地番	地目	地積

登記原因証明情報

1 当事者および不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 和歌山市
義務者 (乙)

(2) 不動産の表示

土地

所在

地番

地目

地積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

年 月 日 都市計画法第四十条第二項の規定による帰属

年 月 日 和歌山地方法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 和歌山市
和歌山市長

(義務者)

(実印)

公共施設の管理引継ぎ申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住所
申請者
氏名

{ 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 }

下記開発行為により設置された公共施設の管理引継ぎをいたしたいので関係図書を添えて申請
します。

開発許可年月日及び番号	年	月	日	第	号
公共施設の概要					
所在	地番	地目	地積		

(3) 開発行為に伴う消防水利施設に関する同意・協議等

指導要綱

平成10年3月25日
消防局例規第2号
改正平成12年1月25日消防局例規第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第32条の規定に基づく同意・協議並びに同法第33条第1項第2号の規定による消防の用に供する貯水施設（以下「消防水利施設」という。）の基準、同法第39条及び第40条の規定に基づく管理、その帰属等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次による。

- (1) 開発者とは、開発許可申請をしようとする者又は開発行為を行おうとする者をいう。
- (2) 同意とは、開発行為の実施に伴って、既存の消防水利施設を利用、変更又は廃止等する場合に開発者に対し、消防長（和歌山市消防長をいう。以下同じ。）の意志を表示することをいう。
- (3) 協議とは、開発行為により新たに設置しようとする消防水利施設の管理及び帰属等について、開発者と消防長の意志の疎通をはかるために行う相談をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、和歌山市域内において行われる、都計法第29条の規定に基づく開発行為で、許可を要するものについて適用する。

(同意及び協議の当事者)

第4条 消防水利に関する同意及び協議の当事者は、消防長及び開発者とする。

(申請書の提出)

第5条 同意又は協議を受けようとする開発者は、消防長に同意申請書（様式第1号）又は消防水利施設協議申請書（様式第2号）に、次の第1号又は第2号に掲げる図書を添付して2部提出しなければならない。

なお、申請後法令の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は大幅な変更がある場合は、再度申請をしなければならない。

(1) 同意

- ア 設計説明書
- イ 開発区域位置図（縮尺1/2, 500）
- ウ 開発区域図（縮尺1/500）
- エ 土地利用計画図
- オ 求積図
- カ 既存の消防水利施設位置図
- キ 既存の消防水利施設の復元方法
- ク 代替消防水利施設の設置方法
- ケ 代替消防水利施設の設置期間中の維持管理
- コ その他必要な図書

(2) 協議

- ア 開発区域位置図（縮尺1/2, 500）
- イ 開発区域図（縮尺1/500）
- ウ 土地利用計画図
- エ 設計説明書
- オ 求積図
- カ 消防水利施設位置図
- キ 消防水利施設構造概要図
- ク その他必要な図書

(消防水利施設協議書の作成)

第6条 前条に基づく同意又は協議申請した開発者は、消防長と消防水利施設の設置及び管理並びに帰属等について協議するとともに消防水利施設協議書を作成するものとする。

(消防水利施設の基準)

第7条 都計法第33条第1項第2号の規定により、開発区域に消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防水利施設は、原則として有蓋の防火水槽（以下「防火水槽」という。）とし、常時貯水

量が40立方メートル以上のものとする。ただし、4,000平方メートル未満の開発行為にあっては、常時貯水量が20立方メートル以上のものとする事ができる。

なお、消防水利施設は、当該開発区域のすべての部分から1の消防水利施設に至る距離が、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）別表に掲げる距離となるよう設けなければならない。

（防火水槽の構造等）

第8条 防火水槽の構造等については、次による。ただし、消防庁長官が認定した二次製品防火水槽を使用する場合（工場において生産された部材を使用して建設されたもの）は、次号のア（ア）以外を除く。

(1) 40立方メートル級

ア 形状等は、次のとおりであること。

(ア) 防火水槽は、地下式のもので、かつ、漏水のおそれのない構造であること。ただし、公園、道路以外の場所に設置するものにあつては、半地下式（地表面上の高さは、50センチメートル以下であること。）とすることができる。

なお、頂版の土かぶりは、公園にあつては1メートル以上、公園以外の場所にあつては原則として15センチメートル以上であること。

(イ) 一槽式であること。

(ウ) 底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。）を有していること。

(エ) 水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き地表面から4.5メートル以内であること。

イ 底設ピットは、次のとおりであること。

(ア) 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

(イ) 吸管投入孔のおおむね直下に設けるものであること。

(ウ) 一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上で、かつ、深さが50センチメートル以上であること。

(エ) 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

ウ 吸管投入孔は、次のとおりであること。

(ア) 頂版部には、2つの吸管投入孔を設けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。

(イ) 原則として丸型とし、直径が60センチメートル以上であること。

(ウ) 吸管投入孔の開口部には、吸管投入孔蓋及び吸管投入孔蓋を受ける口環を設けるものとし、これらの材質は、ダクタイル鋳鉄製のもので市章及び防火水槽の文字入りを使用すること。

(エ) 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合には、鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けるものであること。

エ 上載荷重、自重及び土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を有し耐久性があること。この場合の上載荷重は、自動車荷重（T-20荷重・又はT-25荷重）を考慮すること。

オ 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

(ア) コンクリートは、材料の均質性、水密性及び耐久性を考慮して設計基準強度（4週圧縮強度）は、24ニュートン毎平方ミリメートル以上のものであること。

(イ) 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋を、2,100キログラム以上使用すること。

(ウ) 頂版の躯体の厚さは、30センチメートル以上、側版、底版及び底設ピットの厚さは、25センチメートル以上であること。

(エ) 給、排水又は吸水のための配管等は、原則として底版又は側版部に設けられていないものであること。

(オ) 鉄筋コンクリートのかぶりは、5センチメートル以上であること。

(カ) 基礎ぐり石は、厚さ25センチメートル以上敷きつめること。

(キ) 捨てコンクリートの厚さは、10センチメートル以上とすること。

(2) 20立方メートル級

ア 頂版部には、1以上吸管投入孔を設けるものとする。

イ 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

(ア) 鉄筋は、直径13ミリメートル以上の異形鉄筋を、1,500キログラム以上使用すること。

(イ) 躯体のコンクリートの強度は、4週圧縮強度で21ニュートン毎平方ミリメートル以上とし、頂版、底版及び底設ピットの厚さは、25センチメートル以上、側版の厚さは、20センチメ

ートル以上であること。

ウ 形状、底設ピット、吸管投入孔、上載荷重等については、40立方メートル級に準じるものとする。

(防火水槽の設置場所)

第9条 防火水槽の設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域内の幅員4メートル以上の道路又は同道路に接していること。
- (2) 道路以外の場合は、専用空地であること。
- (3) 消防ポンプ自動車容易に取水(吸水)可能な位置(吸管投入孔から3メートル以内)に接近停車できること。

(消防水利施設工事届)

第10条 開発者は、第7条の規定に基づき必要となる消防水利施設の設置工事に着手する場合は、あらかじめ消防長に消防水利施設工事届書(様式第3号)に、次の図書を添付して2部提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 開発区域図
- (3) 消防水利施設設置位置図
- (4) 消防水利構造図及び構造計算書
- (5) その他必要な図書

(工事記録)

第11条 開発者は、防火水槽の設置工事に伴い、次の工程の記録写真を撮影し、完成検査時に提出しなければならない。

- (1) 現場打ち工法による防火水槽設置工事
 - ア 基礎
 - イ 底版配筋
 - ウ 側壁配筋
 - エ 頂版配筋
 - オ 型枠取り外し後の躯体(コンクリート打ちの状況)
 - カ 内部の防水モルタル
 - キ 埋め戻し工程
 - ク 完工(竣工)
- (2) 二次製品防火水槽設置工事
 - ア 基礎
 - イ 据付け
 - ウ 継ぎ目防水工
 - エ 埋め戻し工程
 - オ 完工(竣工)

(工程検査)

第12条 防火水槽の設置工事については、次の工程毎に工事施行者立ち会いのうえ消防長の検査を受けなければならない。

なお、検査受け日時等については、事前に打ち合わせするものとする。

- (1) 現場打ち工法の防火水槽
 - ア 基礎
 - イ 底版配筋
 - ウ 側壁配筋
 - エ 頂版配筋
 - オ 型枠取外
 - カ 防水工
- (2) 二次製品防火水槽設置工事
 - ア 基礎
 - イ 据付け
 - ウ 防水工

(完成検査)

第13条 防火水槽の設置工事が完了したときは、現場打ち工法による防火水槽設置工事にあつては、第11条第1号に定める記録写真を、二次製品防火水槽設置工事にあつては第11条第2号に定める記録写真並びに個別若しくは型式認定書(40立方メートル級)又は試験成績表若しくは検査証明書

を提出し、工事施行者立ち会いのうえ消防長の完成検査を受けなければならない。

なお、検査受け日時等については、事前に打ち合わせすること。

(水張検査)

第14条 開発者は、完成検査終了後速やかに水張をし、一定期間漏水有無についての消防長の検査を受けなければならない。

(消防水利施設の管理の引継ぎ)

第15条 開発行為により設置された消防水利施設は、消防水利施設の用に供する土地（以下「消防水利施設用地」という。）が次条に基づき和歌山市（以下「本市」という。）に帰属された時点から都計法第39条の規定に基づき本市が引き継ぎ管理するものとする。ただし、引継後、1年以内に開発者の責めに帰する事由により破損等した場合は、開発者の負担において修理等行うものとし、修理等の完成検査後から1年間と期間を延長する。

2 管理の引き継ぎは、消防水利施設管理引継申請書（様式第4号）に、次の図書を添付して消防長に提出するものとする。

- (1) 付近見取り図（都市計画図又は住宅地図）
- (2) 消防水利施設埋設位置図
- (3) 消防水利施設構造図
- (4) その他必要な図書

(消防水利施設用地の帰属)

第16条 開発行為により設置された消防水利施設用地は、都計法第40条の規定に基づき無償で本市に帰属するものとする。ただし、次の条件に適合しないものにあつては、開発者が管理するものとする。

- (1) 都計法第32条の協議において、本市に帰属させる旨の確認がなされているものであること。
- (2) 消防水利施設用地の分筆又は合筆のための測量が終了し、所有権移転登記に必要な所定の手続きがなされているものであること。
- (3) 抵当権、賃借権、その他第三者のための権利が設定されていないものであること。
- (4) 隣接地との境界が、境界標で明示されていること。
- (5) 防火水槽は、完成検査及び水張検査に合格したものであること。
- (6) 開発区域等に門扉等が設けられてなく容易に消防隊が使用出来るものであること。
- (7) その他消防長との協議により交わした消防水利施設協議書等の条件を満たしているものであること。

(帰属に要する図書)

第17条 開発者は、消防水利施設用地を本市に帰属させる場合、消防水利施設用地の寄付申出書（様式第5号）に、次の図書を添付して消防長に提出しなければならない。

- (1) 消防水利施設用地の登記承諾書（様式第6号）
- (2) 消防水利施設用地の所有者の印鑑証明書
- (3) 資格証明書（法人のみ）
- (4) 位置図及び付近見取り図（縮尺1/2, 500及び1/25, 000）
- (5) 分筆後の土地の登記事項証明書（消防水利施設が設置されている土地）
- (6) 地積測量図（分筆後された部分を明示したもの）（縮尺1/500～1/1, 000）
- (7) 地下埋設物等の平面図（縮尺1/500～1/1, 000）
- (8) 隣接する消防水利施設用地との境界確認書

(経費負担)

第18条 開発行為による消防水利施設用地及び同施設の用に供する土地並びに工事記録写真、水張り試験等に要する費用は、開発者の負担とする。

(定めのない事項)

第19条 この要綱に定めのない事項で消防長が必要と認めるものについては、その都度開発者と協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に同意、協議されているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

消防水利施設同意申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市消防長

申請者 住所
氏名
電話

都市計画法第32条の規定に基づき、同意を求めます。

開発行為の概要	開発者	住所			
		氏名	電話		
	開発区域の名称				
	設計者	住所			
		氏名	電話		
	開発区域内の面積		m ²		
	予定建築物の用途		戸数		
	用途地域				
開発行為に係る消防水利施設		所在地			
		種別			
		m ³ 級 基、	m ³ 級 基		
同意を求める理由					
計画の消防水利施設の概要					
施行予定業者		住所			
		氏名	電話		

- （注） 1 代理人をもって本書を提出する場合は、委任状を添付すること。
 2 申請は、必要な図書（設計説明書、開発区域位置図、開発区域図、土地利用計画書、求積図、既存の消防水利施設位置図及び同施設の復元方法、代替消防水利施設の設置方法及び同施設の設置期間中の維持管理、その他必要な図書）を添付して2部消防局警防課に提出してください。
 3 この同意申請書が、法令の改正により新しい法令に提出することとなったとき、又は大幅な変更がある場合は、再度同意申請書の提出が必要となります。

消防水利施設協議申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市消防長

申請者 住所
氏名
電話

（申請者が複数ある場合は、別紙を添付してください）

連絡先 名称
担当者
電話

都市計画法第32条の規定に基づき、協議を申請します。

開 発 行 為 の 概 要	開 発 者	住 所 氏 名	電 話		
	開発区域の名称				
	設 計 者	住 所 氏 名	電 話		
	開発区域内の面積	m ²			
	予定建築物の用途		戸 数		
	用 途 地 域				
	消防水利施設用地面積				
	新たに設置する消防水利施設	防火水槽	m ³ 級	基、	m ³ 級 基
		その他			
	施行予定期間	年 月 日～		年 月 日	
	施行予定業者	住所 氏名	電 話		
	既存の消防水利施設				
その他					
※ 受 付	※ 経 過 欄	(合議)			

- (注) 1 代理人をもって本書を提出する場合は、委任状を添付すること。
- 2 申請は、必要な図書（開発区域位置図、開発区域図、土地利用計画書、設計説明書、求積図、消防水利施設設置位置図、消防水利施設構造図及び構造計算書、その他必要な図書）を添付して2部消防局警防課に提出してください。
- 3 この協議申請書が、法令の改正により、新しい法令に抵触することとなったとき、又は大幅な変更がある場合は、再度協議申請書の提出が必要となります。
- 4 消防水利施設の管理用地の帰属については、設計説明書に明記してください。

消防水利施設工事届書

(宛先) 和歌山市消防長		年 月 日
申請者 住所 氏名 電話		
開発者	住所	
	氏名	
開発区域		
協議番号	第 号	年 月 日
消防水利施設の種類	防火水槽 m ³ 基	消火栓 配管径 m/m 基 配管径 m/m 基
設計者	住所	
	氏名	
施工者	住所	
	氏名	
工事期間	着工予定 年 月 日	掘削予定 年 月 日
	配筋予定 年 月 日	
工事責任者		
その他		
※ 受 付	※ 経 過 欄	

(注) 届出は、必要な図書（開発区域位置図、開発区域図、消防水利施設設置位置図、消防水利施設構造図及び構造計算書、その他必要な図書）を添付して2部消防局警防課に提出してください。

消防水利施設管理引継申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

都市計画法第32条の規定に基づく同意・協議（ 年 月 日第 号）により設置した、消防水利施設（ ）の管理を引継ぎたいので関係図書を添えて申請します。

1 引継ぎする消防水利施設

(1) 所在地

(2) 構造及び形状

※ 添付書類

付近見取図、消防水利施設の埋設位置図、消防水利施設の構造図、その他必要な図書

消防水利施設用地の寄付申出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

次の物件を和歌山市の消防水利施設用地（消防水利施設を含む。）として寄付いたします。

寄 付 土 地 の 表 示						
所 在	地 番	地 目	登記簿の面積	寄 付 面 積	所 有 者	
和歌山市			m ²	m ²		

添付書類 消防水利施設用地の登記の承諾書、消防水利施設用地の所有者の印鑑証明書、資格証明書（法人のみ）、位置図及び付近見取図、分筆後の土地の登記事項証明書（消防水利施設が設置されている土地）、地積測量図（分筆された部分を明示したもの）、地下埋設物等の平面図、隣接する消防水利施設用地との境界確認書

(4) 開発行為に伴うごみ集積場の設置等に関する同意・協議

ごみの収集作業等の安全確保と効率化を図り、良好な市民生活と環境保全の向上を目的とし、「ごみ集積場の設置等に係る指導要綱」を定めています。(収集センター)

概要は次のとおりです。

1 対象者

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為を行おうとする者
- (2) 共同住宅、長屋等の建築を行おうとする者
- (3) 住宅を所有し、又は管理する者

2 ごみ集積場の設置数

- (1) 区画数10毎又は面積1,500㎡毎に対して1か所
- (2) 10戸以上ある集合住宅は1か所(20戸であっても1か所)

3 設置場所及び規模・構造等はおおむね次のとおりです。

- (1) ごみの収集作業に支障なく、かつ、安全な場所であること。
- (2) 通り抜けができ、かつ、有効幅員が4m以上の道路に面すること。
- (3) 収集作業上、法令に抵触することがない場所であること。
- (4) ごみ収集作業車が横付け可能な道路に面した場所であること。
- (5) ごみ収集車が後進せずに収集できる場所であること。
- (6) 近隣の住民から苦情等が生じないよう配慮された場所であること。
- (7) 交通渋滞等の交通障害を生じさせない場所であること。
- (8) 住宅戸数(区画数)に0.15㎡を乗じて得た面積以上とすること。
- (9) 間口2m以上、奥行き1.5m以内とすること。
- (10) 取り出し口は、道路に面した方向に設け、収集作業の障害となるものの取り付けを行わないこと。
- (11) 工作物の壁の高さは60cmから120cmの範囲内とすること。
- (12) 常に清潔に管理できる構造であること。

以上の要件を満たさないごみの集積場を設置しようとするときは、別途市(収集センター)と協議を行ってください。

また、区画数10以下又は面積1,500平方メートル以下の開発及び10戸以下の集合住宅を建築する場合であっても事前に近隣自治会等とごみの集積場について協議をし、苦情等が生じないようにしてください。

不明な点は収集センターへお問い合わせください。

問合せ先 収集センター北事務所 073-471-1503
西事務所 073-453-0253

(5) 申請手数料一覧表

① 都市計画法（開発許可制度）関係

種 別	単 位	手数料金額
(1) 開発行為 許可申請 手数料	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の 建築の用に供する目的で行う開発行為の場 合であって、開発区域の面積が	
	(ア) 0.1ヘクタール未満	1 件 8,600円
	(イ) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	1 件 22,000円
	(ウ) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	1 件 43,000円
	(エ) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	1 件 86,000円
	(オ) 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	1 件 130,000円
	(カ) 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	1 件 170,000円
	(キ) 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	1 件 220,000円
	(ク) 10ヘクタール以上	1 件 300,000円
	イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業 務の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供す る目的で行う開発行為の場合であって、開 発区域の面積が	
	(ア) 0.1ヘクタール未満	1 件 13,000円
	(イ) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	1 件 30,000円
	(ウ) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	1 件 65,000円
	(エ) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	1 件 120,000円
(オ) 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	1 件 200,000円	
(カ) 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	1 件 270,000円	
(キ) 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	1 件 340,000円	
(ク) 10ヘクタール以上	1 件 480,000円	

	<p>ウ その他の場合であって、開発区域の面積が</p> <p>(ア) 0.1ヘクタール未満</p> <p>(イ) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満</p> <p>(ウ) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満</p> <p>(エ) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満</p> <p>(オ) 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満</p> <p>(カ) 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満</p> <p>(キ) 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満</p> <p>(ク) 10ヘクタール以上</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>86,000円</p> <p>130,000円</p> <p>190,000円</p> <p>260,000円</p> <p>390,000円</p> <p>510,000円</p> <p>660,000円</p> <p>870,000円</p>
(2) 開発行為 変更許可申請 申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を越えるときは、その手数料の額は870,000円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>		
(3) 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料	1 件	46,000円	
(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1 件	26,000円	
(5) 開発許可 を受けない 市街化調整 区域内の土 地における 建築等許可 申請手数料	<p>敷地面積が</p> <p>(ア) 0.1ヘクタール未満</p> <p>(イ) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満</p> <p>(ウ) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満</p> <p>(エ) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満</p> <p>(オ) 1ヘクタール以上</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>6,900円</p> <p>18,000円</p> <p>39,000円</p> <p>69,000円</p> <p>97,000円</p>

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	ア 承認申請する者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1 件	1,700円
	イ 承認申請する者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1 件	2,700円
	ウ 承認申請する者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合	1 件	17,000円
(7) 開発登録簿の写しの交付手数料		1 件	470円
(8) 開発行為非該当確認申請手数料		1 件	300円
(9) 法第43条非該当確認申請手数料		1 件	300円
(10) 適合証明交付申請手数料		1 件	300円

② 宅地造成等規制法関係

種 別	単 位	手数料金額	
(1) 宅地造成に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が (ア) 500平方メートル以内のもの	1 件	12,000円
	(イ) 500平方メートルを越え 1,000平方メートル以内のもの	1 件	21,000円
	(ウ) 1,000平方メートル以内を越え 2,000平方メートル以内のもの	1 件	31,000円
	(エ) 2,000平方メートル以内を越え 5,000平方メートル以内のもの	1 件	47,000円
	(オ) 5,000平方メートル以内を越え 10,000平方メートル以内のもの	1 件	67,000円
	(カ) 10,000平方メートル以内を越え 20,000平方メートル以内のもの	1 件	110,000円
	(キ) 20,000平方メートル以内を越え 40,000平方メートル以内のもの	1 件	170,000円
	(ク) 40,000平方メートル以内を越え 70,000平方メートル以内のもの	1 件	250,000円
	(ケ) 70,000平方メートル以内を越え 100,000平方メートル以内のもの	1 件	340,000円
	(コ) 100,000平方メートル以内を越える もの	1 件	420,000円
	(2) 宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が360,000円を越えるときは、その手数料の額は360,000円とする。</p> <p>ア 許可工事に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、許可工事区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の許可工事区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の許可工事区域の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の許可工事区域への編入に係る変更については、新たに編入される工事許可区域の面積に応じ、前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>	
(3) 宅地造成行為非該当確認申請手数料	1 件	300円	
(4) 適合証明交付申請手数料	1 件	300円	

V ー 申請書等の様式

様式集目次

① 都市計画法（開発許可制度）関係

- ・ 開発行為許可申請書 <別記様式第二>
- ・ 資金計画書 <別記様式第三>
- ・ 工事完了届出書 <別記様式第四>
- ・ 公共施設工事完了届出書 <別記様式第五>
- ・ 開発行為に関する工事の廃止の届出書 <別記様式第八>
- ・ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
 第一種特定工作物の新設許可申請書 <別記様式第九>

- ・ 申請者の資力及び信用調書 別記様式第1号（第2条関係）
- ・ 工事施行者の能力調書 別記様式第2号（第2条関係）
- ・ 設計説明書 別記様式第3号（第2条関係）
- ・ 開発行為施行同意書 別記様式第4号（第2条関係）
- ・ 設計者の資格調書 別記様式第5号（第2条関係）
- ・ 開発区域内の権利者一覧表 別記様式第6号（第2条関係）
- ・ 開発区域外既存道路調書 別記様式第7号（第2条関係）
- ・ 開発区域の隣接地の土地所有者一覧表 別記様式第8号（第2条関係）
- ・ 開発行為協議申出書 別記様式第8号の2（第2条の2関係）
- ・ 開発行為変更許可申請書 別記様式第11号（第4条関係）
- ・ 開発行為変更届出書 別記様式第14号（第6条関係）
- ・ 開発行為の設計変更に係る事前承認申請書 別記様式第15号（第7条関係）
- ・ 地位承継承認申請書 別記様式第19号（第9条関係）
- ・ 工事完了公告前の建築物の建築、特定工作物の建設の承認申請書
 別記様式第22号（第10条関係）
- ・ 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書 別記様式第25号（第11条関係）
- ・ 予定外建築物等の新築等許可申請書 別記様式第28号（第12条関係）
- ・ 法第32条第1項同意を得た事項及び法第32条第2項協議をした事項の一覧表
 別記様式第36号（第15条関係）
- ・ 検査対象構造物一覧表 別記様式第37号（第15条関係）
- ・ 市街化調整区域内における開発行為等の事前協議申請書 .. 別記様式第38号（第16条関係）
- ・ 法第32条第2項協議に関する事前協議申請書 別記様式第40号（第17条関係）
- ・ 大規模な開発計画に関する事前協議申請書 別記様式第42号（第18条関係）
- ・ 大規模な開発計画の変更に関する事前協議申請書 別記様式第44号（第18条関係）
- ・ 開発行為非該当確認申請書 別記様式第46号（第19条関係）
- ・ 法第43条非該当確認申請書 別記様式第47号の2（第19条の2関係）
- ・ 法第29条第1項の開発許可不要証明交付申請書 別記様式第48号（第20条関係）
- ・ 法第43条第1項の許可不要証明交付申請書 別記様式第49号（第20条関係）

- ・ 宅地造成に関する工事の中止、再開及び廃止届出書
別記様式第29号（第17条関係）
- ・ 宅地造成に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書
 別記様式第30号（第18条関係）

③ 参考様式

- ・ 他法令等の手続状況調書 参考様式 第 1 号
- ・ 開発等事前相談申請書 参考様式 第 2 号
- ・ 開発行為協議申請書 参考様式 第 3 号
- ・ 申請理由書 参考様式 第 4 号
- ・ 事前協議結果報告書 参考様式 第 5 号
- ・ 工事施工者の能力調書 参考様式 第 6 号
- ・ 建築物概要書 参考様式 第 7 号
- ・ 工場（危険物）調書 参考様式 第 8 号

①

都市計画法関係

別記様式第二（第十六条関係）

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 和歌山市長 様 許可申請者 住所 氏名		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他の必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日	第 号

- 備考
- ※印のある欄は、記載しないこと。
 - 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 「その他の必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続きの状況を記載すること。

別記様式第三（第十六条関係）

資 金 計 画 書

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	処 分 収 入	
	宅 地 処 分 収 入	
	補 助 負 担 金	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年 度		年度	年度	年度	年度	計
科 目						
支 出	事 業 費					
	用 地 費					
	工 事 費					
	附 帯 工 事 費					
	事 務 費					
	借 入 金 利 息					
	借 入 償 還 金					
	計					
収 入	自 己 資 金					
	借 入 金					
	処 分 収 入					
	宅 地 処 分 収 入					
	補 助 負 担 金					
	計					
借 入 金 の 借 入 先						

別記様式第四（第二十九条関係）

工事完了届出書

年 月 日

和歌山市長 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
年 月 日 第 号）が、次のとおり完了しましたので届け出ます。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印欄は、記載しないでください。

別記様式第五（第二十九条関係）

公共施設工事完了届出書

年 月 日

和歌山市長 様

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号
年 月 日 第 号）が、次のとおり完了しましたので届け出ます。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印欄は、記載しないでください。

別記様式第八（第三十二条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

和歌山市長 様

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

年 月 日

記

1 開発行為に関する工事を
廃止した年月日

年 月 日

2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称

3 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の面積

別記様式第九（第三十四条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
 工作物の新設許可申請書

<p>都市計画法第43条第1項の規定により、 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山市長 様</p> <p>許可申請者 住所 氏名</p>	<p>※手数料欄</p>
<p>1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</p>	
<p>2 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようする場合は、既存の建築物の用途</p>	
<p>4 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由</p>	
<p>5 その他必要な事項</p>	
<p>※ 受付番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>※ 許可に付した条件</p>	
<p>※ 許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>

備考 1 ※のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別記様式第1号（第2条関係）

申請者の資力及び信用調書

住所又は所在地	(電話)						
氏名又は名称及び代表者氏名							
法令による登録等	設立年月日			年 月 日			
	資 本 金			千円			
	取引金融機関						
従業員数	事務	技術	その他	計	前年度 納税額	法人税又は所得税	事業税
							千円
役員略歴	氏 名	職 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴その他		
宅地造成 工事等施 行経歴	工 事 名	施 行 場 所	面 積	工 事 期 間	備考		
				～			
				～			
				～			
				～			
				～			

(注) 法人税又は所得税の納税証明書を添付してください。

工事施行者の能力調書

住所又は所在地	(電話)						
氏名又は名称及び代表者氏名							
建設業の許可	建設業の許可 (大臣・知事)登録第				設立年月日	年 月 日	
					資本金	千円	
					取引金融機関		
建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者の住所及び氏名		(電話)					
従業員数	事務	技術	その他	計	前年度 納税額	法人税又は所得税	事業税
						千円	千円
技術者略歴	氏名	職名	年齢	在社年数	資格・免許・学歴その他		
宅地造成工事等施行経歴	発注者名	工事施行場所			面積	工事期間	備考
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	

(注) 工事施行者の事業経歴書及び建設業の許可書の写しを添付してください。

設計説明書（その1）

開発区域（工区）の名称				申請者氏名				
予定戸数		計画人口		人口密度				
設計の方針	目的							
	方針							
地域地区等	ア 市街化区域		用途地域等					
	イ 市街化調整区域							
	宅地造成工事規制区域	内外	その他					
土地の現況	地目	区分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計
		面積						
		比率						
	所有者別	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計	
		面積						
		比率						
土地の利用計画	区分	一般宅地	公益施設	公園等	道路	その他	合計	
	面積							
	比率							
公共施設の整備計画	種類		計画概要			管理予定者		
	道路							
	排水施設							
	給水施設							
	ガス供給施設							
	公園、緑地、広場							
	消防施設							
	公益的施設							
その他								

(注)

- 1 設計の方針には、計画上周辺との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。
- 2 公共施設の整備計画欄の公益的施設には、都市計画法第29条第1項第3号及び都市計画法施行令第27条に規定する公益的施設について記入してください。
- 3 地域地区欄については、市街化区域、市街化調整区域及び宅地造成工事規制区域のうち当該土地の該当するものを○で囲んでください。その他の欄にはその他の法令による規制の区域内である場合にその法令名等を記入してください。

設計説明書（その2 公共施設の整備計画）

公共施設の種類	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要
		幅員	延長	面積			

（注）

- 1 都市計画法第4条第14項に定める公共施設を記入してください。
- 2 摘要欄は、費用負担の状況を記入してください。
- 3 実測図に基づく公共施設の新旧対照図を添付してください。
- 4 番号は、図面記載の番号と一致させてください。

開発行為施行同意書

年 月 日

開発行為をしようとする者の
住所及び氏名又は名称

様

住 所

氏 名

印

私が権利を有する次の物件について、都市計画法の規定により開発行為を行うことに同意します。
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となった場合についても異議ありません。

物件の種類	所 在 地	面 積	権利の種類	摘 要

設計者の資格調書

ふりがな			生年月日	年 月 日	
氏 名					
住 所	(電話)				
技術士・ 建築士等 の 資 格	資 格 内 容	取 得 年 月 日		登 録 番 号	
最終学歴	年 月 日		卒業・中退		
	学校名	学科名	修業年数	年	
実務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在 職 期 間	
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施工場所	面積	許可番号年月日
都市計画法施行規則第19条の該当資格			第1号 第2号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

(注)

- 1 実務経歴及び設計経歴には、宅地開発についてのみ記入してください。
- 2 技術士等の資格の証明書、卒業証明書、実務経歴等の証明書を添付してください。

開発区域内の権利者一覧表

物件の種類	所在地	権利の種類別	地積 (㎡)	権利者の氏名 又は名称	同意の 有 無	摘 要

（注）

- 1 物件の種類欄には、土地、建物等の別を記入してください。
- 2 権利の種類別欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
- 3 同意の有無欄には、協議中であればその旨を記入し、その経過を摘要欄に記入してください。
- 4 2人以上の権利者がある場合、その旨を記入してください。

開発区域外既存道路調書

道路の種別	位置	道路の所在	管 理 者	最小幅員	摘 要
			土 地 所 有 者		
				m	
				m	
				m	
				m	
				m	

（注）

- 1 公道から開発区域（申請地）に至るまでの既存道路について、通行経路に従い順番に記入してください。
- 2 位置の欄は地図上に記載した番号と同じ番号を記入してください。
- 3 土地所有者欄には管理者と土地所有者が違う場合のみ記入してください。
- 4 摘要欄には、当該道路の名称、許可番号、指定番号等、また通行地役権等の権利が設定されている場合はその内容を記入してください。

開発区域の隣接地の土地所有者一覧表

所在地	地目	面積	所有者	摘要

（注）2人以上の権利者がある場合、その旨を記入してください。

開発行為協議申出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
申請者
氏名

都市計画法第34条の2の規定により、開発行為の協議を申し出ます。

開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	工事着手予定年月日	
	工事完了予定年月日	
	法第34条の該当号及び該当する理由	
	その他の必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日	第 号

- 備考
- ※印のある欄は、記入しないこと。
 - 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

開発行為変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

都市計画法第 3 5 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更の許可を申請します。

開発行為変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	工事着手予定日	
	工事完了予定日	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	法 第 3 4 条 の 該 当 号	
	そ の 他 必 要 な 事 項	
開発許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更の理由		

(注)

- 1 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記入してください。
- 2 開発行為の変更の概要(その他必要な事項の欄を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

開発行為変更届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。

変更に係る事項	
変更の理由	
開発許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
備 考	

（注）変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

開発行為の設計変更に係る事前承認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

開発行為の設計の一部を次のとおり変更したいので、和歌山市開発行為等に関する条例第3条第3項の規定による事前の承認を受けたいので申請します。

開発許可を受けた年月日及び番号		年 月 日	第 号
設 計 者	住 所		
	氏 名		
設計変更に係る事前承認事項			
設計変更の内容	当 初		
	変 更		
摘 要			

地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継したいので、次のとおり申請します。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人住所氏名	
承継の理由	
承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	

建築物の建築
工事完了公告前の
特定工作物の建設
の承認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第37条第1号の規定により開発行為に関する工事の完了公告前の
建築物の建築
特定工作物の

建設
の承認を受けたいので申請します。

開発許可の概要	開発許可を受けた者の住所氏名	
	開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	開発区域に含まれる地域の名称	
	工事施行者住所氏名	
	工事の着手完了予定日	年 月 日から 年 月 日まで
工事の進捗状況		
建築等の概要	建築又は建設主住所氏名	
	所在地	
	敷地面積	
	用途	
	構造及び規模	
	工期	
申請理由		

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、開発許可を受けた区域内の土地における建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を超える建築物の建築の許可を受けたいので申請します。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
定められた制限の内容	
建築物の用途	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	
許可を受ける具体的内容	
申請理由	

予定外建築物等の新築等許可申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の

建築物の〔 新築
改築
用途の変更 〕
特定工作物の新設

の許可を申請します。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
土地の所在及び地番	
変更後の建築物等の用途	
変 更 理 由	

別記様式第36号（第15条関係）

法第32条第1項同意を得た事項及び
法第32条第2項協議をした事項の一覧表

関係法令	施設名	管理者名	同意を得た 又は協議を した年月日	工事等の施 行承認等を 得た年月日	検査済証等 の交付を受 けた年月日	摘 要
法第32 条第1項 同意を得 た事項	里 道					
	水 路					
	道 路 (国県市)					
	河 川 (国県市)					
	そ の 他					
法第32 条第2項 協議をし た事項	道路施設					
	排水施設					
	公園施設					
	消防施設					
	そ の 他					
そ の 他						

市街化調整区域内における開発行為等の事前協議申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第12条第1項の規定に基づき、

〔 都 市 計 画 法 第 3 4 条
都 市 計 画 法 施 行 令 第 3 6 条

第14号

第1項第3号ホ

〕の規定に該当するかどうかについて、事前協議を申請します。

申請場所	
申請目的	

(注) 委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第32条第2項協議に関する事前協議申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の開発行為について、都市計画法第32条第2項の規定に基づく協議の申請に先立ち、事前協議を申請します。

設計者	住 所			
	氏 名			
開発区域の名称				
開発区域の面積				
予定建築物等の用途				
用 途 地 域				
都市計画施設	有・無			
開発区域外既存道路		幅 員	m	
開発区域内に含まれる既存の公共施設	里 道	水 路	そ の 他	
	有・無	有・無		
排 水 放 流 先				
新たに設置する公共施設	道路施設	排水施設	公園施設	そ の 他
	有・無	有・無	有・無	
そ の 他				

（注）

- 1 委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。
- 2 その他の欄には、他法令による許可等を要する場合に、その手続き状況を記載してください。

大規模な開発計画に関する事前協議申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
協議者
氏 名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり事前協議を申請します。

土地の利用目的			計画戸数		計画人口		
土地の所在地							
地域 地区等		ア、市街化区域 イ、市街化調整区域 ウ、宅地造成等規制区域 エ、その他					
土地の 地目	区分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計
	面積㎡						㎡
	比率						100%
土地の 現況	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計	
	面積㎡					㎡	
	比率					100%	
土地の 利用 計画	区分	一般宅地	公益施設	公園等	道路	その他	合計
	面積㎡						㎡
	比率						100%
公共・公益的施設 整備計画 の概要	公共 施設	区分	既存施設との関連・開発に伴う対策				
		道路					
		排水路					
		水道					
		河川・水路					
		砂防設備					
		公園・広場					
	その他						
	公益 的 施設	教育施設					
		鉄道等交通施設					
電気事業用施設							
その他							

環境保全 計画の概 要騒音振動 大気汚染 水質汚濁等	現況	周辺環境の現状						
	工事中	保全対策と影響						
	完成後	排出される汚染物質の量						
		保全対策						
	周辺環境への影響の程度							
資金 計画	科目	年度	年度	年度	年度	年度	計	
		事業費						
	支出	① 用地費						
		② 工事費						
		整地工事費						
		道路工事費						
		排水施設工事費						
		給水施設工事費						
		③ 附帯工事費						
		④ 事務費						
		⑤ 借入金利息						
		借入償還金						
	計							
	収入	自己資金						
		借入金						
		処分収入						
宅地処分収入								
補助負担金								
計								
借入金の借入先								

(注) 委任を受けてする申請にあっては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

大規模な開発計画の変更に関する事前協議申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
協議者
氏 名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第14条第3項の規定に基づき、次のとおり事前協議を申請します。

土地の利用目的				計画戸数			計画人口			
土地の所在地										
地域 地区等		ア、市街化区域 イ、市街化調整区域 ウ、宅地造成等規制区域 エ、その他								
土地の 地目	区分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計			
	面積㎡						㎡			
	比率						100%			
土地の 現況	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計				
	面積㎡					㎡				
	比率					100%				
土地の 利用 計画	区分	一般宅地	公益施設	公園等	道路	その他	合計			
	面積㎡						㎡			
	比率						100%			
公共・公益的施設 整備計画 の概要		区 分		既存施設との関連・開発に伴う対策						
		公共 施設	道 路							
			排 水 路							
			水 道							
			河川・水路							
			砂防設備							
			公園・広場							
		そ の 他								
		公益 的 施設	教 育 施 設							
			鉄道等交通施設							
電気事業用施設										
そ の 他										

環境保全 計画の概 要騒音振動 大気汚染 水質汚濁等	現況	周辺環境の現状						
	工事中	保全対策と影響						
	完成後	排出される汚染物質の量						
		保全対策						
	周辺環境への影響の程度							
資金 計画	科目	年度	年度	年度	年度	年度	計	
		事業費						
	支出	① 用地費						
		② 工事費						
		整地工事費						
		道路工事費						
		排水施設工事費						
		給水施設工事費						
		③ 附帯工事費						
		④ 事務費						
		⑤ 借入金利息						
		借入償還金						
		計						
	収入	自己資金						
		借入金						
		処分収入						
		宅地処分収入						
補助負担金								
計								
借入金の借入先								

(注) 委任を受けてする申請にあっては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

開発行為非該当確認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

次の建築計画に伴う敷地の造成行為は、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないことの確認を申請します。

設計者	住 所					
	氏 名			電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地		地 目	地 積		実測面積
	和歌山市			m ²		m ²
				計 m ²		計 m ²
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域					内 ・ 外	
計 画 概 要	建物計画の概要	用途		構造		延べ面積 m ²
	造成計画の概要	申請地の現況地盤高				
		申請地の計画地盤高				
		造成により新たに生じる隣接地との高低差の最大値 (m)				
	擁壁新設の有無	有 ・ 無				
申請目的						
摘 要						

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第43条非該当確認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第15条の2第1項の規定に基づき、次の建築計画が都市計画法第43条第1項本文に定める規制を受けないことの確認を申請します。

設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計 m ²	
従前建築物の概要	用 途				
	構 造	規 模	建築面積：	延べ面積：	
申請建築物の計画概要	用 途				
	構 造	規 模	建築面積：	延べ面積：	
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあっては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第29条第1項の開発許可不要証明交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、次の建築計画が都市計画法第29条第1項第 号の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。

適合していることの証明を受けようとする条、項及び号		都市計画法第29条第1項第 号			
設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計 m ²	
区 域 区 分	都市計画法第7条第1項に規定する区域区分		市街化区域・市街化調整区域		
	宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域			内 ・ 外	
開発許可、建築許可等		有・無	年 月 日	第 号	
建築物の 計画概要	用 途				
	構 造	規 模	建築面積:	延べ面積:	
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第43条第1項の許可不要証明交付申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、次の建築計画が都市計画法第43条第1項第 号の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。

適合していることの証明を受けようとする条、項及び号		都市計画法第43条第1項第 号			
設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計 m ²	
	宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域			内 ・ 外	
	開発許可、建築許可等	有・無	年 月 日	第 号	
建築物の 計画概要	用 途				
	構 造	規 模	建築面積：	延べ面積：	
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第41条第2項及び第42条第1項適合証明交付申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、次の建築計画に係る敷地が都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた区域内であり、当該建築計画が同法第41条第2項及び第42条第1項の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。

適合証明を受けようとする箇所の開発許可番号		年 月 日		第 号	
設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地		地 目	地 積	実測面積
	和歌山市			m ²	m ²
				計 m ²	計 m ²
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域					内 ・ 外
建築物の 計画概要	用 途				
	構 造		規 模	建築面積:	延べ面積:
	建ぺい率	%	容積率	%	最高高さ m
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

開発行為に関する工事完了の公告済証明交付申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

次の建築計画に係る敷地が、都市計画法第36条第3項の規定による完了の公告済の土地の区域内であることの証明書の交付を申請します。

開発許可を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号			
設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計	m ²
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域				内 ・ 外	
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

建築許可等証明交付申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

次の建築計画に係る敷地が、都市計画法第43条第1項本文の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。

建築許可を受けた年月日及び番号				年 月 日 第 号			
設計者	住 所						
	氏 名				電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地		地 目	地 積		実測面積	
	和歌山市			m ²		m ²	
				計 m ²		計 m ²	
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域						内 ・ 外	
建築物の 計画概要	用 途						
	構 造			規 模	建築面積:	延べ面積:	
	建ぺい率	%	容積率	%	最高高さ	m	
申請目的							
摘 要							

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

開発行為着手届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

開発行為に関する工事に着手したいので、和歌山市開発行為等に関する条例第18条の規定により届け出ます。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
現 場 の 管 理 者	住 所 及 び 氏 名
	連 絡 場 所 (電話)
	資 格 、 免 許 等
工 事 施 行 者	住 所 及 び 氏 名
	連 絡 場 所
	資 格 、 免 許 等
添 付 書 類	1 工事工程表（別記様式第59号） 2 農地法による許可等を要する場合は、その手続が完了したことを証する書類 3 和歌山市開発行為等に関する条例第19条第1項に規定する標識を設置した写真

（注）工事着手日の5日前までに提出してください。

別記様式第60号（第22条関係）

↑ ↓ 1.0m ↓	都市計画法による開発許可済証	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	許 可 者	和歌山市長
	許可を受けた者の住所氏名	
	工事施行者の住所氏名	
	開発区域に含まれる地域の名称	
	工事現場管理者氏名	
	工事予定期間	許可日から 日以内
予定建築物等		
← 1.0メートル →		

（注）開発区域の主要な取付道路付近その他工事現場の見やすい場所に掲示してください。

開発行為に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
開発許可申請者
又は開発者
氏名

連絡先

和歌山市開発行為等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、次の開発行為の施工に関し隣接地所有者等に周知及び調整した事項について報告します。

開発行為	開発区域の名称			
	開発区域の面積			
	予定建築物等の用途			
周知内容等	周知の相手方の氏名	周知内容及びその日時	周知方法及びその日時	
調整事項等	調整の相手方の氏名	相手方の要望等及びその日時	要望への対応及びその日時	

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

既存権利届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利について届け出ます。

職 業 （法人の場合は業務内容）			
土 地	所 在 及 び 地 番		
	地 目		農地転用の許可年月日及び番号
			年 月 日 第 号
	地 積		
権利を有していた目的			
権利の種類及び内容			
備 考			

開発登録簿写し交付請求書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
請求者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

連絡先

都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付を受けたいので、次のとおり請求します。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
交 付 申 請 の 枚 数	
使 用 の 目 的	

②

宅地造成等規制法関係

宅地造成に関する工事の許可申請書

[正]

宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可を申請します。				※手数料欄		
年 月 日						
和歌山市長 様						
申請者 氏名						
1	造成主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積	平方メートル				
工 事 の 概 要	6	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
		ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
	盛土		立方メートル			
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
				mm	m	
	ホ 崖面の保護の方法 ヘ 工事中の危害防止のため の措置 ト その他の措置 チ 工事着手予定年月日 リ 工事完了予定年月日 ヌ 工程の概要					
年 月 日						
年 月 日						
7	その他必要な事項					
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって 付した条件		※許可番号欄		
年 月 日				年 月 日		
第 号				第 号		
係員印				係員印		

別記様式第三（第二十七条関係）

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
造成主
氏名

工 事 完 了 年 月 日	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
工事をした土地の所在及び地番	
工事施行者住所及び氏名	
備 考	

届出書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
造成主
氏名

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、次の工事について届け出ます。

工事を行っている土地の所在及び地番	
工事を行っている土地の面積	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
工事の進捗状況	

届出書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
造成主
氏名

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、次の工事について届け出ます。

工事が行われる土地の所在及び地番	
行おうとする工事の種類及び内容	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

届出書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
造成主
氏名

宅地造成等規制法第15条第3項の規定により、次の工事について届け出ます。

転用した土地の所在 及 び 地 番	
転用した土地の面積	
転 用 前 の 用 途	
転 用 後 の 用 途	
転 用 年 月 日	年 月 日

障害物の伐除

許可申請書

土地の試掘等

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所

申請者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

障害物の伐除

宅地造成等規制法第5条第1項の規定により、

の許可を次のとおり申請します。

土地の試掘等

行 為 年 月 日	年 月 日
行 為 場 所	
障害物又は土地の所有者 及び占有者の氏名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	

設計説明書

造成区域（工区）の名称								
設計者の住所、氏名								
宅地造成の目的								
設計の方針								
地域 地区等	ア 市街化区域	用途地域等						
	イ 市街化調整区域							
	その他の規制							
土地の 現況	地目	区分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計
		面積						
		比率						
	所有者別	区分	自己所有	第三者	国等	その他	合計	
		面積						
		比率						
土地の利用計画	区分	宅地	法面	排水施設	その他	合計		
	面積							
	比率							

（注）設計の方針には、計画上、周辺との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。

宅地造成工事区域内権利者一覧表

物件の種類	所在地	権利の種類	地積 (㎡)	権利者の氏名 又は名称	同意の 有無	摘要

（注）

- 1 物件の種類欄には、土地、建物等の別を記入してください。
- 2 権利の種類欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
- 3 同意の有無欄には、協議中であればその旨を記入し、その経過を摘要欄に記入してください。
- 4 2人以上の権利者がある場合、その旨を記入してください。

宅地造成工事区域内の権利者の同意書

年 月 日

造成主

様

住所

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私が権利を有する次の物件について、宅地造成等規制法第2条第2号に規定による宅地造成を行うことに同意します。

物件の種類	所在地	面積	権利の種類	摘要

設計者調書

ふりがな				生年月日	年 月 日
氏 名					
住 所	(電話)				
技術士・ 建築士等 の 資 格	資 格 内 容	取 得 年 月 日		登 録 番 号	
最終学歴	年 月 日		卒業・中退		
	学校名	学科名	修業年数	年	
実務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在 職 期 間	
設計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 工 場 所	面 積	許 可 番 号 年 月 日
宅地造成等規制法施行令第17条の該当資格			1号	2号	3号
			4号	5号	

(注)

- 1 実務経歴及び設計経歴には、宅地開発についてのみ記入してください。
- 2 技術士等の資格の証明書、卒業証明書、実務経歴等の証明書を添付してください。

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

和歌山市宅地造成に関する条例第3条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の変更許可の申請をします。

1 宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 概 要	許可を受けた年月日及び番号	年 月 日			第 号
	設計者住所氏名				
	工事施行者住所氏名				
	宅地の所在及び地番				
	宅地の面積	平方メートル			
	切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	擁 壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	排 水 施 設	番号	種類	内法寸法	延長
				mm	m
	崖面の保護の方法				
工事中の危害の措置					
その他の措置					
工事着手年月日					
工事完了予定日					
2	その他必要な事項				
3	変更の理由				

(注)

- 「その他必要な事項」の欄には宅地造成に関する工事の変更を行うことについて、他法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記入してください。
- 宅地造成に関する工事の概要は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

宅地造成に関する工事の変更届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
届出者
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で許可を受けた宅地造成に関する工事の計画を次のとおり
変更したいので、宅地造成等規制法第12条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更の理由	

宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
申請者
氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

連絡先

次の宅地造成に係る工事について、和歌山市宅地造成等に関する条例第5条第1項の規定により、検査を申請します。

工事の一部完了年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
工事が一部完了した 土地の所在及び地番	
工事施行者	住 所
	氏 名
現場管理者	住 所
	氏 名

別記様式第17号（第9条関係）

建築物の建築
宅地造成工事完了前の
特定工作物の建設
承認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山市宅地造成等に関する条例第6条第1項ただし書の規定により、宅地造成工事の完了前の
建築物の建築
の承認を受けたいので、申請します。
特定工作物の建設

宅造許可の概要	許可を受けた者の住所氏名	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	許可を受けた地域の名称	
	工事施行者住所氏名	
	工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の進捗状況		
建築等の概要	建築又は建設主名	
	所在地	
	敷地面積	
	用途及び規模	
	工期	
申請理由		

宅地造成に関する工事の協議申出書

宅地造成等規制法第11条の規定により宅地造成に関する工事の協議を申し出ます。					年 月 日	
(あて先) 和歌山市長					住所	
協議申出者					氏名	
1 造成主住所氏名						
2 設計者住所氏名						
3 工事施行者住所氏名						
4 宅地の所在及び地番						
5 宅地の面積					平方メートル	
6 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積				平方メートル	
	(2) 切土又は盛土の土量	切土				立方メートル
		盛土				立方メートル
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
				mm	m	
	(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の災害防止のための措置						
(7) その他の措置						
(8) 工事着手予定年月日						
(9) 工事完了予定年月日						
(10) 工程の概要						
7 その他必要な事項						

(注)

- 1 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印をし、かつ、資格を有することを証する書類をこの協議申出書に添付してください。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 3 7欄は、他の法令の許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

宅地造成行為非該当確認申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所
申請者（造成主）
氏名
連絡先

和歌山市宅地造成等に関する条例第9条第1項の規定により、次の宅地造成工事規制区域内における造成計画が、宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に該当しないことの確認を申請します。

設計者	住所							
	氏名				電話			
敷地 (申請地)	所在地			地目	地積	実測面積		
	和歌山市				m ²	m ²		
					計 m ²	計 m ²		
都市計画法第7条第1項に規定する区域区分				市街化区域・市街化調整区域				
計画概要	建物計画の概要	用途		構造		延べ面積	m ²	
	造成計画の概要	申請地の現況地盤高						
		申請地の計画地盤高						
		造成により生じる崖の高さの最大値(m)						
		切土又は盛土をする土地の面積 (m ²)						
		擁壁新設の有無	有・無					
申請目的								
備考								

（注）当該申請に際し委任を受けた場合は、連絡先にその方の住所、氏名、連絡先を記入してください。

宅地造成工事許可等証明交付申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所
 申請者(建築主)
 氏 名
 連絡先

宅地造成等規制法施行規則第 3 0 条の規定に基づき、次の建築計画に係る敷地が、宅地造成等規制法第 8 条の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可を受けた区域内であることの証明書の交付を申請します。

許可を受けた年月日及びその番号		年 月 日 第 号			
設計者	住 所				
	氏 名		電話 番号		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計 m ²	
	都市計画法第 7 条第 1 項に規定する区域区分	市街化区域・市街化調整区域			
申請目的					
摘 要					

(注) 連絡先には、当該申請に際し委任を受けた場合は、その方の住所、氏名、連絡先を記入してください。

宅地造成に関する工事の着手届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所

届出者

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可を受けた宅地造成に関する工事に着手するので、和歌山市宅
地造成等に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
宅地の所在及び地番	
工事着手年月日	
工事施行者住所氏名	
現 場	住所及び氏名
	連絡場所
管 理 者	資格・免許等

100センチメートル

宅 地 造 成 工 事 許 可 済 証	
許可年月日及びその番号	
許 可 者	和歌山市長
造 成 主 住 所 氏 名	
工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
設 計 者 住 所 氏 名	
工 事 の 場 所	
工 事 区 域 の 面 積	
工 事 現 場 管 理 者 の 氏 名	
工 事 の 期 間	

80センチメートル

（注）工事区域の主要な取付道路付近、その他工事現場の見やすい場所に設置してください。

宅地造成に関する工事の
中止
再開
廃止
届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
届出者
氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり 中止
再開 したいので、和歌山市宅地造成等に関する条例第15条の規定によ
廃止

り届け出ます。

中止 再開 廃止 の理由	
一部廃止の場合には当該 土地の所在及び地番	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

宅地造成に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
造成主
氏名
連絡先

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則第18条第2項の規定に基づき、次の宅地造成工事の施工に関し、隣接地所有者等に周知及び調整した事項について報告します。

造成行為	工事区域の名称			
	工事区域の面積			
	工事の目的等			
周知内容等	周知の相手方の氏名	周知内容及びその日時	周知方法及びその日時	
調整事項等	調整の相手方の氏名	相手方の要望等及びその日時	要望への対応及びその日時	

（注）委任を受けてする申請にあっては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

③

参 考 样 式

他法令等の手続状況調書

規制等の内容			摘 要
都市計画	市街化区域	内 外	用途地域の名称又は法第34条該当号：
	都市計画施設	有 無	
	地区計画区域	内 外	
	風致地区	内 外	
	生産緑地	内 外	
	臨港地区	内 外	
建築基準法	接道要件	適 否	
	隣接するみなし道路	有 無	
	予定建築物等の用途	適 否	
文化財	史跡・名勝・天然記念物	内 外	
	埋蔵文化財包蔵地	内 外	
農地	農業振興地域	内 外	
	農用地	内 外	
森林	保安林	内 外	
	地域森林計画対象民有林	内 外	
自然公園	自然公園区域	内 外	
	近郊緑地保全区域	内 外	
防災	宅地造成等規制区域	内 外	
	河川区域	内 外	
	河川保全区域	内 外	
	浸水被害防止区域	内 外	
	急傾斜地崩壊危険区域	内 外	
	砂防指定地	内 外	
	地すべり防止区域	内 外	
	土砂災害特別警戒区域	内 外	
	土砂災害警戒区域	内 外	
	災害危険区域	内 外	
その他の法令による規制		有 無	

※摘要欄には、他法令による規制がある場合に、その手続きの状況を記入し、その状況を示す書類を添付して下さい。

開発等事前相談申請書

年 月 日

和歌山市都市建設局都市計画部
都市計画課長様

住所
申請者
氏名
連絡先

次の事項について事前相談を申請します。

相談内容の概要	都市計画法に係る開発許可制度に関する事	宅地造成等規制法に関する事
	1 法第29条第1項に規定する開発許可等の要否について	1 法第8条第1項に規定する宅地造成工事の許可の要否について
	2 法第33条第1項第 号に規定する技術基準について	2 宅地造成行為に関するその他の事項
	3 法第34条第 号に適合するかどうかについて	
	4 開発行為等に関するその他の事項	

予定建築物等の計画の概要	予定建築物等の用途	予定建築物等の規模（階数、述べ床面積等）

相談内容又は相談理由				
------------	--	--	--	--

申請地	所在地	地目	地積(m ²)	実測面積(m ²)
	和歌山市			

申請地の区域区分	都市計画法第7条第1項に規定する区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
	宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域	<input type="checkbox"/> 規制区域内 <input type="checkbox"/> 規制区域外

※受付欄
年月日
第 号

- ⑨ 1 相談内容の概要の欄は、相談内容が該当する項目の数字に○印をしてください。
 2 予定建築物等の計画の欄は、相談内容により記入する必要がない場合にあつては空白に申請時点で未定である場合にあつては「未定」と記入してください。
 3 相談内容又は相談理由の欄には、相談内容に係る行為をしようとする理由及びその内容等を具体的に記入してください。
 4 申請地の欄は、相談内容により記入する必要がないときは空白にしておいてください。
 5 申請地の区域区分の欄は、該当するところにレ点をつけてください。
 6 ※印のある欄には記入しないでください。

開発等事前相談回答書

第 年 月 日

様

和歌山市都市建設局都市計画部
都市計画課長

上記の内容について、次のとおり回答します。

--

- ⑨ 1 当該回答は、申請内容に変更があつた場合、法令等の改正があつた場合等においては無効となる場合があります。この場合は再申請を行い回答を受ける必要があります。
 2 当該回答は、あくまで申請者の相談に回答するものでありますので、許可を受けられることの証明等に用いることができるものではありません。

参考様式第 2 - 2 号

開発等事前相談申請書（特定集落確認用）							
				年 月 日			
(あて先) 和歌山市都市建設局都市計画部 都市計画課長様							
			住所				
			申請者				
			氏名				
			連絡先				
次の土地について、和歌山市開発行為等に関する条例 別表第 1 (5) に規定する特定集落内に存するか事前相談を申請します。							
申請地	所在地	地目	地積 (㎡)	実測面積 (㎡)			
	和歌山市						
④ 1 申請地周辺の集落地がわかる位置図（市長が告示する既存公共公益施設から 300m の範囲の円を記載した位置図）、公図を添付してください。 2 農地等（宅地として利用することが適当である土地以外の土地）にあたっては、建築物の敷地に 50m 以内の間隔で挟まれていることを確認した資料を添付してください。 3 申請地周辺の土地が宅地として利用することが適当である土地の場合は、土地の登記簿謄本等、判断できる資料を添付してください。 4 ※印のある欄には記入しないでください。							
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">※受付欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table>					※受付欄	年 月 日	第 号
※受付欄							
年 月 日							
第 号							

開発等事前相談回答書（特定集落確認用）	
第 号	
年 月 日	
様	
和歌山市都市建設局都市計画部 都市計画課長	
上記申請の土地について、次のとおり回答します。	
申請地	相談地の特定集落判定結果
和歌山市	（ 存している・存していない ）
④ 1 当該回答は、申請地が特定集落内に存しているか否かを回答するものであり、 <u>その他の許可基準を満たしていなければ許可を受けることができませんので、土地利用計画が定まれば、建築物の立地の可否について再度事前相談してください。</u> 2 敷地の一部だけを利用する場合や申請地周辺の土地利用状況等の変化により、特定集落内外の判定の取扱いが変わる場合があります。 3 当該回答は、あくまで申請者の相談に回答するものでありますので、許可を受けられることの証明等に用いることができません。	

開発許可等の制限等に関する事前相談申請書

年 月 日

和歌山市都市建設局都市計画部
都市計画課長様

住所
申請者
氏名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する規則第20条の2の4で規定する土地の区域での開発行為等について、開発許可等の制限等に関する事前相談を申請します。

予定建築物等の計画の概要	予定建築物等の用途	予定建築物等の概要（階数、延べ床面積等）		
申請地	所在地	地目	地積 (㎡)	実測面積 (㎡)
	和歌山市			
相談内容	土砂災害警戒区域に関すること		浸水想定区域に関すること	
	<input type="checkbox"/> 避難所から500mの区域内外について		<input type="checkbox"/> 避難所から500mの区域内外について	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 想定浸水深について <input type="checkbox"/> 紀の川 <input type="checkbox"/> 和田川 <input type="checkbox"/> 亀の川	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	

※受付欄
年 月 日
第 号

- ④ 1 相談内容の欄は、該当する箇所にレ点をつけてください。
 2 添付書類：
 ○土砂災害警戒区域に関する場合
 ・付近見取図（申請区域及び避難所から500mの範囲を記載してください。）
 ・公図
 ・土地の登記簿謄本
 ・土砂災害警戒区域調書
 ○浸水想定区域に関する場合
 ・付近見取図（申請区域及び避難所から500mの範囲を記載してください。）
 ・公図
 ・土地の登記簿謄本
 ・浸水シミュレーショングラフ
 3 ※印のある欄には記入しないでください。

開発許可等の制限等に関する事前相談回答書

第 号
年 月 日

様

和歌山市都市建設局都市計画部
都市計画課長

上記の内容について、次のとおり回答します。

（開発許可等の制限等の内容）

- ④ 1 当該回答は、申請内容に変更があった場合、法令等の改正があった場合等においては無効となる場合があります。この場合は再申請を行い、回答を受ける必要があります。
 2 当該回答は、あくまで申請者の相談に回答するものでありますので、許可を受けられることの証明等に用いることができるものではありません。

開発行為協議申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

都市計画法第32条第2項の規定に基づき、開発行為の協議を申請します。

開	開発者	住所					
		氏名	印 TEL				
発	設計者 (代理者)	住所					
		氏名	印 TEL				
行	開発区域の名称						
	開発区域内の面積		平方メートル				
為	予定建築物の用途		戸数		戸		
	用途地域		宅造規制区域		内・外		
の	都市計画施設						
	接続道路		幅員 m				
概	既存の公共施設		里道	有・無	水路	有・無	その他
	排水放流先		雨水			汚水	
要	新たに設置する公共施設		道路	有・無	排水	有・無	公園 有・無
			その他				
その他							

- (注) 1 その他の欄は、他法令による許可等を要する手続きを記載してください。
 2 申請は、必要図書を添付して、各関係課に各1部提出してください。
 3 この協議申請書が、法令の改正により、新しい法令に抵触することとなったとき、又は大幅な変更がある場合は、再度協議申請が必要になります。

申請理由書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

申請者住所

氏名

記

1 申請地の所在 和歌山市

2 申請地の地目、地積 平方メートル (実測 平方メートル)

3 予定建築物の用途、構造

建築面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

4 土地所有者 住所: 氏名:

5 土地取得年月日及び原因 年 月 日

6 農地転用年月日及びその利用目的 年 月 日

事前協議結果報告書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

協議者

住所

氏名

連絡先

和歌山市大規模な開発計画に関する事前協議申請に係る事務処理要領第7条第1項の規定に基づき、事前協議に対する意見に関し協議した結果について、次のとおり報告します。

部局名	課名	法令等	指示事項等の内容	調整結果

- 備考1 指示事項等の意見を付した課等との調整結果を報告すること。
2 調整結果の欄には調整した年月日を記載すること。

工事施行者の能力調書

住所又は所在地								(電話)
氏名又は名称及び代表者氏名								
建設業の登録等	建設業の許可 (大臣・知事)登録第				設立年月日	年 月 日		
					資本金	千円		
					取引金融機関			
建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者の住所及び氏名								(電話)
従業員数	事務	技術	その他	計	前年度 納税額	法人税又は所得税	事業税	
						千円	千円	
技術者略歴	氏名	職名	年齢	在社年数	資格・免許・学歴その他			
宅地造成工事等施行経歴	発注者名	工事施行場所		面積	工事期間	備考		
					～			
					～			
					～			
					～			
					～			

(注) 工事施行者の事業経歴書及び建設業の許可書の写しを添付してください。

工場（危険物）調書

工 場 関 係 事 項	業 種		作 業 場 床 面 積					
			申請 部分		申請以外 の 部 分		合 計	
	原料名	1日の 処理量	製 品 名			1日の生産量		
	機械の種類		機械台数			原動機の出 力		
			新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計
合 計								
	作業方法							
危 険 物 関 係 事 項			種 類	用 途	最大貯蔵量	最大処理量		
			申請部分					
	申請以外の部分							
	合 計							
参 考 事 項								

(注)

- 1 「業種」欄には工場形態がわかるように記入してください。
- 2 「原料名」欄には工場に搬入される原料の品名を記入してください。
- 3 「作業方法」欄には作業工程の順に従って具体的に記入してください。